○海上保安庁告示第二百六十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　那珂湊港外東防波堤灯台
位置
所在地　茨城県那珂湊港（外東防波堤南端）
北緯　三六―二〇―一二
東経　一四〇―三六―一八
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十三年十月二十八日

名称　乙浜港南防波堤灯台
位置
所在地　千葉県南房総市（乙浜港南防波堤南端）
北緯　三四―五四―三一
東経　一三九―五五―四三
変更した事項
光達距離　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで七・二メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
変更年月日　平成二十三年十月二十八日

○海上保安庁告示第二百六十九号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　神戸六甲アイランド南工事区域Q灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東南東方約二・七キロメートル）
北緯　三四―三九―五五
東経　一三五―一六―二九
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度六〇カンデラ
明弧　四・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで五・一メートル
点灯年月日　平成二十三年十月三十一日
記事　近畿地方整備局神戸港湾事務所管理

名称　神戸六甲アイランド南工事区域S灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東南東方約二・四キロメートル）
北緯　三四―三九―五三
東経　一三五―一六―一五
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度六〇カンデラ
明弧　四・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで四・七メートル
点灯年月日　平成二十三年十月三十一日
記事　近畿地方整備局神戸港湾事務所管理

名称　神戸六甲アイランド南工事区域U灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東南東方約二・三キロメートル）
北緯　三四―三九―四八
東経　一三五―一六―〇六
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度六〇カンデラ
明弧　四・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで四・七メートル
点灯年月日　平成二十三年十月三十一日
記事　近畿地方整備局神戸港湾事務所管理

名称　神戸六甲アイランド南工事区域X灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東方約一・九キロメートル）
北緯　三四―四〇―〇五
東経　一三五―一五―五五
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度六〇カンデラ
明弧　四・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで四・七メートル
点灯年月日　平成二十三年十月三十一日
記事　近畿地方整備局神戸港湾事務所管理

名称　神戸六甲アイランド南工事区域F灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東南東方約二・九キロメートル）
北緯　三四―三九―四〇
東経　一三五―一六―三一
廃止年月日　平成二十三年十月三十一日

名称　神戸六甲アイランド南工事区域H灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東南東方約二・五キロメートル）
北緯　三四―三九―三八
東経　一三五―一六―一三
廃止年月日　平成二十三年十月三十一日

名称　神戸六甲アイランド南工事区域J灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東南東方約二・二キロメートル）
北緯　三四―三九―三六
東経　一三五―一五―五五
廃止年月日　平成二十三年十月三十一日

名称　神戸六甲アイランド南工事区域M灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東南東方約一・六キロメートル）
北緯　三四―三九―五七
東経　一三五―一五―四一
廃止年月日　平成二十三年十月三十一日

○海上保安庁告示第二百七十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　余別港来岸北防波堤灯台
位置
所在地　北海道積丹郡積丹町（余別港来岸北防波堤外端）
北緯　四三―一九―五九
東経　一四〇―二三―五四
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十月三十一日